

飲食・宿泊・サービス業等 支援金申請要領

[受付期間]

令和3年7月7日(水)から令和3年8月31日(火)まで

[お問合せ先]

飲食・宿泊・サービス業等支援金事務局

電話番号:0120-730-500

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、窓口による対面受付は行いません。

御不明な点は、お問合せ先にて電話で対応させていただきます。

和歌山県

※必ずお読みください！

- 1 支援金の給付決定後、支援金の対象要件に該当しない事実や不正等が判明した場合は、支援金の給付決定を取り消し、支援金の全額返還を求めるとともに加算金を徴収します。
- 2 支援金の不正受給は犯罪です。虚偽による申請や不正受給等が判明した場合は、支援金の給付を受けた事業者名等を公表するとともに、警察へ通報します。
- 3 支援金の給付事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、立入検査又は説明を求めることがあります。
- 4 必要書類に不足があった場合は、申請者へ確認のための連絡を行い、追加の書類提出をお願いする場合があります。その際、確認のための連絡がとれない場合や、必要書類が提出されない場合、申請内容の不備が指定する期間内に解消しなかった場合等、申請者が支援金の給付を受けることを辞退したものとみなします。
- 5 給付対象者は、支援金の給付後においても申請書に添付した書類の原本等、支援金給付額に影響のある書類を5年間保管し、知事から提出の求めがあったときはこれに応じてください。

目 次

I	支援金の概要	P 1
1	趣 旨	P 1
2	支援金額	P 1
II	対象要件	P 2
	別表 対象業種表	P 5
III	申請方法	P 6
1	郵送による申請の場合	P 6
2	WEB申請の場合	P 6
IV	給付の決定等	P 7
1	支援金給付の決定	P 7
2	給付通知	P 7
3	支援金の返還	P 7
V	申請書類	P 8
VI	対象要件の特例	P 2 2
	創業者特例	P 2 2
	新たな店舗等を設けた方の特例	P 2 3

I 支援金の概要

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けている県内中小企業者(中小企業又は個人事業主)の事業継続を支え、雇用の維持を図るため、支援金を給付するもの

2 支援金額

IIの対象要件を満たす事業者に対し、令和3年7月1日時点の常時使用している従業員(※)の数に応じて、次の表による支援金の額となります。

対象店舗等で常時使用する従業員の数	支援金の額
0人～5人	15万円
6人～20人	30万円
21人～50人	45万円
51人～	60万円

(※)

1 次頁の「II 対象要件」を満たす店舗等の従業員数のみを計上してください。

(県外にも店舗等がある場合、県外店舗等の従業員は含まない。)

(対象外の業種の従業員は含まない。)

2 常時使用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。会社役員及び個人事業主は「予め解雇の予告を必要とする者」に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しません。

パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、例えば以下の場合、従業員としてカウントできません。

・日々雇い入れられる者

(ただし、1か月を超えて引き続き使用されるに至った場合はこの限りでない。)

・2か月以内の期間を定めて使用される者

(ただし、所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合はこの限りでない。)

・季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者

(ただし、所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合はこの限りでない。)

・試の使用期間中の者

(ただし、14日を越えて引き続き使用されるに至った場合はこの限りでない。)

参考：労働基準法第20条及び第21条

Ⅱ 対象要件

下記(1)～(4)の4つの要件を全て満たしている必要があります。

(1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者その他知事がこれと同等と認める者(以下「中小企業者等」という。)であること。

- 「中小企業者」には個人事業主及びみなし大企業を含みます。
- その他知事がこれと同等と認める者とは、「一般社団法人」、「一般財団法人」、「特定非営利活動法人」、「社会福祉法人」、「公益社団法人」、「公益財団法人」、「宗教法人」等を指します。

(2) 県内で、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に規定する業種のうち、別表に定める業種(以下「対象業種」という。)を営む事業者であって、次の(ア)から(ウ)までの全ての要件を満たす者

- (ア) 県内で店舗、宿泊施設、工場又は事業所(以下「店舗等」という。)を運営していること。
- (イ) 対象業種を事業として営む事業者であること。
- (ウ) 令和3年6月1日までに当該業種に係る営業を開始し、本支援金の申請日において当該営業の実態があること。

- 給付対象となる業種は5ページで御確認ください。

- 前ページ(2)の要件を満たしていることを証明する書類の提出が必要です。
ただし、その書類は、以下に示す書類のいずれかに限ります。

【a.県内で店舗等を運営していること】及び【b.対象業種を営む事業者であること】
を証明する書類一覧

	提出書類	確定申告の義務がある事業者	確定申告の義務がない事業者
個人	確定申告書の第1表 ※1	【必須提出】	
	青色申告決算書	【必須提出】 a,bが確認できる いずれかの書類を提出	
	収支内訳書(白色申告)		
	許可書 ※2		【必須提出】 a,bが確認できる いずれかの書類を提出
	開業・廃業等届出書	※3	
	市民税・県民税申告書		【必須提出】
法人	法人税申告書の別表1	【必須提出】 a,bが確認できる いずれかの書類を提出	
	登記事項証明書		
	法人事業税申告書		
	許可書 ※2		

- ※1 確定申告書の第1表については受付印のあるもの
e-Taxによる申告の場合は「受信通知」も提出
- ※2 許可書とは、法令等に基づき、その営業を行うために必要な許可等を証する書面を
指し、有効期間内であることが必要です
- ※3 確定申告書の第1表、青色申告決算書、収支内訳書(白色申告)、許可書のいずれでも、
a,bが確認できない場合、開業・廃業等届出書を提出する必要があります

- 上記書類以外での確認は、原則行いません。
- 提出する書類に、店舗等の所在地、業種が記載されていることをご確認ください。
なお、詳細については、P12～17を参照してください。
- 開業・廃業届出書に関することについては、管轄の税務署にお問合せください。

(3) 各申請者の運営する県内の対象業種店舗等における令和3年4月、5月又は6月のいずれか1か月の対象店舗等の売上高合計が前年同月又は前々年同月に比して30パーセント以上減少しており、かつ、売上高の比較に使用した年の4月から6月までの3か月の対象店舗等の売上高合計が15万円以上である者であること。ただし、令和2年4月2日から令和3年6月1日までの間に(2)に規定する業種の営業を開始した者その他知事がこれらと同等と認める者については別に定める。

- 対象業種かつ県内の店舗等のみの合計売上高で判断します。
例：飲食業(対象)と建設業(対象外)を営んでおり、合計すると30%減を超えるが、飲食業のみだと20%減となる場合は対象外です。
例：県内(対象)と県外(対象外)で店舗等を経営しており、合計すると30%減を超えるが、県内(対象)のみだと20%減となる場合は対象外です。
- 令和2年4月2日から令和3年6月1日までの間に創業し営業を開始した方も対象になり得ます。
22ページの「創業者特例」を御参照ください。
- 令和2年4月2日から令和3年6月1日までの間に新たな店舗を設け、単純な前年比較が適切でない方も対象となり得ます。
そのうち、既に県内で店舗等を運営されていた方は、23ページの「新たな店舗等を設けた方の特例」を御参照ください。県外事業者であって当該期間に初めて県内に店舗等を設けた方は22ページの「創業者特例」を御参照ください。

(4) 事業継続の意思がある者であること。

- 提出書類の宣誓書の内容に含まれます。

【上記(1)～(4)を満たしていても、以下の者については給付対象となりません】

- 既に本支援金を受けた者
- 暴力団、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者等
- 禁固以上の刑に処せられ、執行を終わらない者等
- 性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う者
- そのほか知事が適当でないと認める者

別表

対象業種表

大分類	中分類	小分類
製造業	食料品製造業	畜産食料品製造業
		水産食料品製造業
		野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業
		調味料製造業
		糖類製造業
		精穀・製粉業
		パン・菓子製造業
		動植物油脂製造業
		その他の食料品製造業
		飲料・たばこ・飼料製造業
	酒類製造業	
	茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)	
	製氷業	
	電気・ガス・熱供給・水道業	
情報通信業		
運輸業, 郵便業	鉄道業	
	道路旅客運送業	一般乗合旅客自動車運送業
		一般乗用旅客自動車運送業
		一般貸切旅客自動車運送業
		その他の道路旅客運送業
	道路貨物運送業	
	水運業	
	航空運輸業	
	倉庫業	
	運輸に附帯するサービス業	
卸売業, 小売業	各種商品卸売業	
	繊維・衣服等卸売業	
	食料品卸売業	農畜産物・水産物卸売業
		食料・飲料卸売業
	建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業	
	機械器具卸売業	
	その他の卸売業	家具・建具・じゅう器等卸売業
		医薬品・化粧品等卸売業
		紙・紙製品卸売業
		他に分類されない卸売業
	各種商品小売業	百貨店, 総合スーパー
		その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)
	織物・衣服・身の回り品小売業	
	飲食物品小売業	各種食料品小売業
野菜・果実小売業		
食肉小売業		
鮮魚小売業		

大分類	中分類	小分類
卸売業, 小売業	飲食物品小売業	酒小売業
		菓子・パン小売業
		その他の飲食物品小売業
	機械器具小売業	
	その他の小売業	
	無店舗小売業	通信販売・訪問販売小売業
自動販売機による小売業 その他の無店舗小売業		
金融業, 保険業	保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)	
不動産業, 物品賃貸業	不動産取引業	
	不動産賃貸業・管理業	
	物品賃貸業	
学術研究, 専門・技術サービス業	学術・開発研究機関	
	専門サービス業(他に分類されないもの)	
	広告業	技術サービス業(他に分類されないもの)
宿泊業, 飲食サービス業	宿泊業	
	飲食店	
	持ち帰り・配達飲食サービス業	
生活関連サービス業, 娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業	洗濯業
		理容業
		美容業
		一般公衆浴場業
		その他の公衆浴場業
		その他の洗濯・理容・美容・浴場業
	その他の生活関連サービス業	旅行業
		家事サービス業
		衣服裁縫修理業
		物品預り業
		火葬・墓地管理業
冠婚葬祭業		
他に分類されない生活関連サービス業		
娯楽業		
教育, 学習支援業	その他の教育, 学習支援業	
医療, 福祉	医療業	療術業
サービス業 (他に分類されないもの)	廃棄物処理業	
	自動車整備業	
	機械等修理業(別掲を除く)	
	職業紹介・労働者派遣業	
	その他の事業サービス業	速記・ワープロ入力・複写業
		建物サービス業
		警備業
	他に分類されない事業サービス業	
	その他のサービス業	集会場
		と畜場
他に分類されないサービス業		

営む事業がどの業種に該当するかについては、以下の総務省のサイトを御参照ください。
https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_0300023.html
 表中で別掲とあるものは、日本標準産業分類における別掲を指します。

Ⅲ 申請方法

1 郵送による申請の場合

簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

(宛先)〒640-8341

和歌山県和歌山市黒田1丁目2-17 アズマハウスビル5F
飲食・宿泊・サービス業等支援金事務局「支援金40WK係」

令和3年8月31日(火)までの消印有効

持参による受付、対面での説明は行いませんので御了承ください。

<注意事項>

申請書類に不足や記載漏れ等の不備があった場合、又は申請書類の一部のみを提出された場合は、申請を受付できないため、全ての書類を事務局から返却する場合があります。

返却後、必要な修正や不足している書類の追加等を行った上で、全ての書類を再度、簡易書留など追跡ができる方法で受付期間内に郵送してください。申請書類が全て確認できれば、申請を受け付けます。

申請書類の不足や不備等により返却する場合を除き、申請書類は一切返却しません。また、必要に応じて追加書類の提出及び申請内容の確認や説明を求めるために連絡することがあります。その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合は、申請を取り下げ、支援金の給付を辞退したものとみなします。

2 WEB申請の場合

WEBでの申請受付は令和3年7月7日からです。

パソコンやスマートフォンにより、次のウェブサイトから申請してください。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060100/d00207848.html>

なお、令和3年8月31日(火)23時59分までに申請を完了してください。

申請が完了した場合は、登録したメールアドレス宛に完了通知メールが届きますので、「@mail.jtb.com」ドメインからのメールが受信できるように設定してください。

IV 給付の決定等

1 支援金給付の決定

申請書類を受け付けた後、その内容を審査した上、適正と認められるときは支援金を給付します。

2 給付通知

申請書類の確認の結果、本支援金の給付を決定したときは、後日、給付に関する通知を発送いたします。

支援金の給付後においても申請書に添付した書類の原本等、支援金の給付額に影響のある書類を5年間保管し、提出を求められたときはこれに応じてください。

3 支援金の返還

本支援金の給付決定後、支援金の対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金の給付決定を取り消し、支援金を全額返還していただくとともに、加算金の徴収、不適切な申請を行った事業者名の公表、警察への通報等の対応を取るなど、厳正に対処します。

V 申請書類

(サイズA4、印刷片面・モノクロ・カラー可)

申請書類一覧	チェック
① 支援金給付申請書(別記第1号様式)	<input type="checkbox"/>
② 支援金給付申請書の別紙	<input type="checkbox"/>
③ 宣誓書(別記第2号様式)	<input type="checkbox"/>
④ a. 県内で店舗等を運営していることを証明する書類 b. 対象業種を営む事業者であることを証明する書類 ※ 3ページを参照し、必要な書類を御提出ください。	<input type="checkbox"/>
⑤ 従業員名簿(別記第3号様式) ※ 対象店舗等の人数が判別できる形であれば既存の従業員名簿等でも構いません。	<input type="checkbox"/>
⑥ 業種別売上表(別記第4号様式) ※ II対象要件(3)の要件を満たすか確認するための書類です。	<input type="checkbox"/>
⑦ 振込先口座確認書(別記第5号様式) ※ 申請者が法人の場合は法人名義の振込先口座の通帳の写し、又は個人事業主の場合は申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し	<input type="checkbox"/>
⑧ 役員名簿(法人の場合のみ提出必要)(別記第6号様式)	<input type="checkbox"/>
※ その他、必要な書類 ※ 県又は事務局が追加の資料を求めることがあります。	

注)全ての書類を通じて同一の名義である必要があります。
十分に御留意ください。

別記第1号様式

飲食・宿泊・サービス業等支援金給付申請書

和歌山県知事 様

令和〇年 〇月 〇日

申請者住所	和歌山市〇〇〇 ×ー×
フリガナ	カフシキガイシャワカヤマブツヤン
法人名又は屋号	株式会社和歌山物産
フリガナ	キシユウ タロウ
役職名及び代表者名 (個人事業主の場合は氏名)	代表取締役 紀州 太郎
連絡先電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

飲食・宿泊・サービス業等支援金(別紙の4.申請金額)の給付について、飲食・宿泊・サービス業等支援金給付規程第7の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規程第5に規定する支援金の給付の不給付要件に該当することが判明した場合、同規程第13の規定に基づき、飲食・宿泊・サービス業等支援金の給付決定の全部又は一部を取り消されても何ら異議の申立てを行いません。

関係書類 (必要な書類の添付を確認後、にチェックしてください。)

- 別紙
- 宣誓書(別記第2号様式)
- a.県内で店舗等を運営していることを証明する書類
b.対象業種を営む事業者であることを証明する書類
※詳細については申請要領を参照
- 従業員名簿(別記第3号様式)
※県内の店舗等で常時使用する従業員が6人以上の場合のみ
- 業種別売上表(別記第4号様式)
- 振込先口座確認書(別記第5号様式)
※申請者が、法人の場合は法人名義の口座、個人事業主の場合は申請者本人名義の口座
- 役員名簿(別記第6号様式)
※法人の場合のみ
- その他知事が必要と認める書類

② 支援金給付申請書の別紙

記載例

別紙

(1. 申請者情報)

必要事項を以下に記載してください。

申請者名	株式会社和歌山物産			
申請者種別 (該当するものに○を記入)	中小企業等	○	(法人の場合)	500万円
	個人事業主		資本金	
雇用する全ての従業員数	20人		(法人の場合) 法人番号	○○○○○○○○○○○○

(2. 該当業種情報)

・該当する業種を以下の欄に記入してください。

複数の業種を営む場合、支援金の給付対象となる業種全てを記入してください(対象外の業種は記載不要です)。

①添付書類により確認できる業種(※)	飲食店営業、衣類販売業
②上記①を申請要領の別表に当てはめた業種	飲食店、織物・衣服・身の回り品小売業

※確定申告書等を添付する場合は確定申告書等に記載の業種を記載してください。

(3. 売上情報)

○売上高比較に用いる年

(いずれかに○を記入)

2019年	2020年
○	

○創業等の特例適用の有無

(令和2年4月2日から令和3年6月1日までに創業等をした者は○を記入)

創業等の特例の適用

○売上高増減

以下に、必要事項を記載してください(金額は税抜で千円未満を四捨五入した金額を記載してください)。

	2019年又は2020年 (A)	2021年 (B)	増減額 (B-A)	増減率※① (B-A)/A
4月売上高	353千円	221千円	-132千円	-37.3%
5月売上高	276千円	240千円	-36千円	-13.0%
6月売上高	299千円	288千円	-11千円	-3.6%
合計※②	928千円			

※①いずれかの月の売上高が、30%以上減少していることが給付の対象となる条件です。(増減率)

※②(A)の売上高合計が15万円未満の場合は、給付対象外です。(合計)

※対象業種かつ県内店舗等のみの売上高を記入してください。

(4. 申請金額)

県内の店舗等で勤務する従業員(本規程の別表備考の規定による従業員をいう。)の数を記入し、該当する申請金額に○を記入してください。従業員数が6人以上となる場合、従業員名簿(別記第3号様式)の添付が必要です(必要事項が確認できる既存の従業員名簿でも可)。

対象店舗等の従業員数 (令和3年7月1日現在) 10人	従業員数	申請金額	該当する欄に○を記入
	5人以下	15万円	
	6~20人	30万円	○
	21~50人	45万円	
	51人以上	60万円	

別記第2号様式

宣誓書

私は、飲食・宿泊・サービス業等支援金の給付申請に当たり、下記の内容について、宣誓します。

宣誓した内容と事実が相違することが判明した場合には、飲食・宿泊・サービス業等支援金の給付を受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

- (1) 飲食・宿泊・サービス業等支援金の給付申請書及び添付書類の内容に虚偽はありません。
- (2) 飲食・宿泊・サービス業等支援金給付規程第3の給付対象者の要件を満たしています。
- (3) 飲食・宿泊・サービス業等支援金給付規程第5の不給付要件に該当しません。
- (4) 支援金の給付を受けた後、知事が虚偽や不正の申請であると認定した場合は、飲食・宿泊・サービス業等支援金給付規程第14による支援金の返還や必要な加算金の支払に応じます。
- (5) 飲食・宿泊・サービス業等支援金給付規程第16の規定による立入検査等を受けた場合は、適正かつ誠実に対応します。
- (6) 申請内容に不正があったなど必要がある場合は、飲食・宿泊・サービス業等支援金給付規程第17の規定により氏名・名称などの情報が公表されることに同意します。
- (7) (1)から(6)までの他、飲食・宿泊・サービス業等支援金給付規程に従います。
- (8) 和歌山県で推奨している感染拡大予防ガイドラインを遵守するとともに、感染拡大防止のため、県の要請に従います。

以上

和歌山県知事 様

令和〇年 〇月 〇日

法人名又は屋号 株式会社和歌山物産役職名及び代表者名 代表取締役 紀州 太郎 (印)
(個人事業主の場合は氏名)

※法人の場合は代表者の署名、個人事業主の場合は自署により押印を省略することができます。

④ a. 県内で店舗等を運営していることを証明する書類
 b. 対象業種を営む事業者であることを証明する書類

【個人事業主の場合】
 ・確定申告書の第1表

	税務署長 令和〇〇年〇〇月〇〇日	令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の	申告書B	FA2200
住所	個人番号	生年	※e-taxによる申告の場合は「受信通知」も提出	
氏名	職業	屋号・雅号	世帯主の氏名	世帯主との続柄
電話番号	自宅・勤務先・携帯	受付印を確認	種類	青色
分離	国出	損失	修正	特農の表示
整理番号	特農	整理番号	電話番号	自宅・勤務先・携帯
収入金額等	事業等	収入金額	税	計
事業等	収入金額	課税される所得金額	税	計
不動産	収入金額	上の⑩に対する税額	金	算
配当	収入金額	配当控除	の	他
給与	収入金額	住宅耐震改修特別控除等	の	計
公的年金等	収入金額	災害減免額	計	算
雑業務	収入金額	再差引所得税額	の	他
その他	収入金額	復興特別所得税額	計	算
総合譲渡	収入金額	所得税及び復興特別所得税の額	の	他
一時	収入金額	外国税額控除等	計	算
所得金額等	事業等	源泉徴収税額	の	他
事業等	収入金額	申告納税額	計	算
不動産	収入金額	予定納税額	の	他
配当	収入金額	第3期分納める税金の税額	計	算
給与	収入金額	還付される税金	の	他
公的年金等	収入金額	公的年金等以外の合計所得金額	計	算
雑業務	収入金額	配偶者の合計所得金額	の	他
その他	収入金額	専従者給与(控除)額の合計額	計	算
⑦から⑩までの計	収入金額	青色申告特別控除額	の	他
総合譲渡・一時	収入金額	雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	計	算
合計	収入金額	未納付の源泉徴収税額	の	他
社会保険料控除	収入金額	本年分で差し引く繰越損失額	計	算
小規模企業共済等掛金控除	収入金額	平均課税対象金額	の	他
生命保険料控除	収入金額	変動・臨時所得金額	計	算
地震保険料控除	収入金額	申告期限までに納付する金額	の	他
寡婦、ひとり親控除	収入金額	延納届出額	計	算
勤労学生、障害者控除	収入金額	還付される税金の場所	の	他
配偶者(特別)控除	収入金額	郵便局名等	計	算
扶養控除	収入金額	預金種類	の	他
基礎控除	収入金額	普通	計	算
⑬から⑳までの計	収入金額	当座	の	他
雑損控除	収入金額	納税準備	計	算
医療費控除	収入金額	貯蓄	の	他
寄附金控除	収入金額	本店・支店出張所	計	算
合計	収入金額	本所・支所	の	他
延納届出	収入金額	銀行・組合	計	算
還付される税金の場所	収入金額	農協・漁協	の	他
基礎控除	収入金額	本店・支店出張所	計	算
⑬から⑳までの計	収入金額	本所・支所	の	他
雑損控除	収入金額	本店・支店出張所	計	算
医療費控除	収入金額	本店・支店出張所	の	他
寄附金控除	収入金額	本店・支店出張所	計	算
合計	収入金額	本店・支店出張所	の	他

第一表 (令和二年分以降用)
 ④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒の記入をお忘れなく。

納管
 事業
 住民
 資産
 総合
 分離
 検算
 通信
 日付印
 年月日
 一連
 番号

・青色申告決算書

・収支内訳書(白色申告)

県内所在地及び業種を確認

FA3000

令和〇〇年分所得税青色申告決算書(一般用)

この青色申告決算書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住所	フリガナ氏名	事務所所在地
事業所所在地	電話番号(自宅)	氏名(名称)
業種名	業種番号	加入団体名
屋号	電話番号(事業所)	電話番号(事務所)

令和〇〇年〇月〇日 損益計算書(自〇〇月〇〇日至〇〇月〇〇日)

提出用 (令和二年分以降)	科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)
売上 原価	売上(収入)金額 (雑収入を含む) ①		消耗品費 ⑦		各種引当金 等	繰上引当金 ⑤①
	期首商品(製品)額 ②		減価償却費 ⑧			貸倒引当金 ⑤②
	仕入金額(高価低価) ③		福利厚生費 ⑨			計 ⑤③
	小計(②+③) ④		給料賃金 ⑩			専従者給与 ⑤④
	期末商品(製品)額 ⑤		外注工賃 ⑪			貸倒引当金 ⑤⑤
	差引原価(④-⑤) ⑥		利子割引料 ⑫			計 ⑤⑥
	差引金額(①-⑥) ⑦		地代家賃 ⑬			繰上引当金等 ⑤⑦
経費	租税公課 ⑧		貸倒金 ⑭		計 ⑤⑧	
	荷造運賃 ⑨		青色申告特別控除前の所得金額 (⑤⑧-⑤⑨) ⑤⑨		青色申告特別控除額 ⑤⑩	
	水道光熱費 ⑩		雑費 ⑮		所得金額(⑤⑩-⑤⑪) ⑤⑪	
	旅費交通費 ⑪		計 ⑮			
	通信費 ⑫		差引金額(⑦-⑮) ⑯			
	広告宣伝費 ⑬					
	接待交際費 ⑭					
	損害保険料 ⑮					
	修繕費 ⑯					

県内所在地及び業種を確認

FA7000

令和〇〇年分収支内訳書(一般用)

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住所	フリガナ氏名	事務所所在地
事業所所在地	電話番号(自宅)	氏名(名称)
業種名	業種番号	加入団体名
屋号	電話番号(事業所)	電話番号(事務所)

令和〇〇年〇月〇日 (自〇〇月〇〇日至〇〇月〇〇日)

提出用 (令和二年分以降)	科目	金額(円)	科目	金額(円)	〇給料賃金の内訳			
収入 金額	売上(収入)金額 ①		経費	旅費交通費 ①	氏名(年齢)	従事月数		
	家事消費 ②			通信費 ②			延べ従事月数	延べ従事月数
	その他の収入 ③			広告宣伝費 ③	氏名(年齢)	従事月数		
	小計(①+②+③) ④			接待交際費 ④			延べ従事月数	延べ従事月数
	期首商品(製品)額 ⑤			損害保険料 ⑤	氏名(年齢)	従事月数		
	仕入金額(高価低価) ⑥			修繕費 ⑥			延べ従事月数	延べ従事月数
	小計(⑤+⑥) ⑦			消耗品費 ⑦	氏名(年齢)	従事月数		
期末商品(製品)額 ⑧		福利厚生費 ⑧	延べ従事月数	延べ従事月数				
差引原価(⑦-⑧) ⑨		計 ⑧			氏名(年齢)	従事月数		
差引金額(④-⑨) ⑩		雑費 ⑨	延べ従事月数	延べ従事月数				
経費	給料賃金 ⑪				小計(⑧-⑩) ⑩	〇税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳	支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額
	外注工賃 ⑫		経費 ⑪	氏名(年齢)	統 納			
	減価償却費 ⑬		雑費 ⑫			氏名(年齢)	統 納	従事月数
	貸倒金 ⑭		雑費 ⑬	氏名(年齢)	統 納			
	地代家賃 ⑮		雑費 ⑭			氏名(年齢)	統 納	従事月数
	利子割引料 ⑯		雑費 ⑮	氏名(年齢)	統 納			
	租税公課 ⑰		雑費 ⑯			氏名(年齢)	統 納	従事月数
	荷造運賃 ⑱		雑費 ⑰	氏名(年齢)	統 納			
	水道光熱費 ⑲		雑費 ⑱			氏名(年齢)	統 納	従事月数
			雑費 ⑲	氏名(年齢)	統 納			
			雑費 ⑲			氏名(年齢)	統 納	従事月数
			雑費 ⑲	氏名(年齢)	統 納			
		雑費 ⑲	氏名(年齢)			統 納	従事月数	
		雑費 ⑲		氏名(年齢)	統 納			従事月数

・開業・廃業等届出書

税務署受付印

1	0	4	0
---	---	---	---

個人事業の開業・廃業等届出書

税務署長

____年 ____月 ____日 提出

納税地	○住所地・○居所地・○事業所等(該当するものを選択してください。) (〒 -) (TEL - -)
上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 -) (TEL - -)
フリガナ	生年月日 ○大正 ○昭和 ○平成 ○令和 年 月 日生

県内所在地及び業種を確認

個人番号

フリガナ

屋号

個人事業の開業等について次のとおり届けます。

届出の区分	<input type="checkbox"/> 開業(事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を記載します。) 住所 _____ 氏名 _____ 事務所・事業所の(○新設・○増設・○移転・○廃止) <input type="checkbox"/> 廃業(事由) (事業の引継ぎ(譲渡)による場合は、引き継いだ(譲渡した)先の住所・氏名を記載します。) 住所 _____ 氏名 _____
-------	--

開業日が6月1日以前であることを確認

開業・廃業等日	開業や廃業、事務所・事業所の新増設等のあった日	年 月 日
事業所等を 新増設、移転、 廃止した場合	新増設、移転後の所在地 _____ (電話) _____ 移転・廃止前の所在地 _____	
廃業の事由が法人の 設立に伴うものである場合	設立法人名 _____ 代表者名 _____ 法人納税地 _____ 設立登記 _____年 ____月 ____日	
開業・廃業に伴う届出書の提出の有無	「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」 _____ ○有・○無 消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」 _____ ○有・○無	
事業の概要 (できるだけ具体的に記載します。)		

給与等の支払の状況	区分	従事員数	給与の定め方	税額の有無	その他参考事項
	専従者	人		○有・○無	
	使用人			○有・○無	
	計			○有・○無	

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の提出の有無	○有・○無	給与支払を開始する年月日 _____年 ____月 ____日
-----------------------------	-------	---------------------------------

関与税理士

(TEL - -)

整理番号	関係部門	A	B	C	番号確認	身元確認
0						<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済
源泉用紙 交付	通信日付印の年月日	確認	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()			
	年 月 日					

- 14 -

・市民税・県民税申告書

(各市町村により、様式が異なります。例は和歌山市)

令和3年度分 市民税・県民税申告書(令和2年1月1日から令和2年12月31日までの状況)

和歌山市長

受付印を確認

個人番号

フリガナ

氏名

住所 和歌山市

生年月日

1 2 3 4 5
明 大 昭 平 令

年 月 日

電話番号 必ず記入してください

職業 (屋号)

世帯主の氏名及び住所

業種を確認

所得金	種目	A 収入金額		B 必要経費	C 差引(A-B)	D 特別控除	所得金額(C-D)		
		円	円				円	円	
1	営業等						①		
	農業						②		
	不動産						③		
	配当						④		
	給与						⑤		
所得	専従者給与	1501					60		
	公的年金等				71		71+72+73		
	雑業業務その他				72		70		
額	合計				73		80		
	総合課税の譲渡一時						ケ		
	短期						コ		
	長期						サ		
ケ+(コ+サ)×½=							80		
合 計							(①+②+③+④+⑤+60+70+80)=	⑨	

所得から差し引かれる金額等	控除	⑩ 社会保険料控除					円	
		⑩国民健康保険料	⑪介護保険料	⑫後期高齢者医療保険料	⑬国民年金保険料	⑭その他		
2	社会保険料控除						⑩	
	小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済の掛金・確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金・心身障害者扶養共済掛金						⑪
	生命保険料控除	新生命保険料の計	8706					⑫
		新個人年金保険料の計	8806					
介護医療保険料の計		8906					6786※	
地震保険料控除	地震保険料の計				8806		⑬	
	旧長期損害保険料の計						8586※	
寡婦・ひとり親控除	寡婦控除	離婚・死別・生死不明						⑭
	ひとり親控除	勤労学生控除 (学校名)						
障害者控除	障害者控除	氏名	障害の程度	氏名	障害の程度	特別障害者の方は氏名を○で囲んでください。	⑮	
	配偶者控除	配偶者	氏名	氏名	氏名	氏名	⑯	
配偶者特別控除	配偶者特別控除	個人番号	生年月日	配偶者の合計所得金額	7906		ス	
	同一生計配偶者	氏名	氏名	氏名	氏名		セ	
扶養控除	扶養控除	個人番号	氏名	氏名	氏名		⑰	
	扶養控除	個人番号	氏名	氏名	氏名			
基礎控除	基礎控除	別居の扶養親族等がある場合には、裏面「9」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。						⑱
	基礎控除						430,000	⑲
雑損控除	雑損控除	小 計 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+ス+セ+⑰+⑱)=					8186	⑳
	雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類	損害金額	保険金などで補てんされる金額		㉑
医療費控除	医療費控除	支払った医療費	⑳保険金などで補てんされる金額	㉑差引負担額(㉑-㉒)	所得の合計額の5%と10万円との少ない方の金額	セルフメディケーション税制を選択された場合は11,000円	㉒	
	医療費控除	セルフメディケーション税制					㉓	
合 計							(⑲+⑳+㉑)=	㉔

<input type="checkbox"/> 所得税と異なる課税方式を選択します ※チェックを付け、別紙も記載が必要です												
控 配	老 配	同 配	扶養親族数			扶養障害者数			本 人 該 当		徴収方法	調 査
1	2	6	控 除 対象 特定 同居 夫 妻 同居 特 他	16歳 未満 同居 特 他	障 害 者	障 害 者	障 害 者	障 害 者	障 害 者	障 害 者	障 害 者	障 害 者
宛 名 コー ド 台 帳 整理 番号												

・法人税申告書の別表1

受付印を確認		令和 年 月 日 税務署長殿		法人区分		事業種目		青色申告		一連番号	
納税地 電話() - () - ()		事業種目		法人区分		事業年度 (至) 年 月 日		売上金額 千 百 万 円		申告年月日 年 月 日	
法人名 県内所在地及び業種を確認				旧納税地及び 旧法人名等		添付書類		申告区分		法人税	
令和 年 月 日		令和 年 月 日		事業年度分の法人税 課税事業年度分の地方法人税		申告書 申告書		翌年以降 送付要否		適用額明細書 提出の有無	
令和 年 月 日		令和 年 月 日		(中間申告の場合 の計算期間)		(令和 年 月 日)		税理士法第30条 の書面提出有		税理士法第33条 の2の書面提出有	

この申告書による法人税額の計算	所得金額又は欠損金額 (別表四「48の①」)		控除税額の計算		この申告による還付金額	
	千 百 万 円	円	千 百 万 円	円	千 百 万 円	円
1			17			
2			18			
3			19			
4			20			
5			21			
6		000	22			0
7			23			0
8		000	24			000
9			25			
10			26			
11			27			
12			28			
13			29			
14		00	30			00
15		00	31			
16		00	32			
33			45			
34			46			
35		000	47			
36			48		000	
37			49			00
38						
39						
40						
41						
42		00				
43		00				
44		00				

税理士名 署名	銀行 本店・支店 郵便局名等 金庫・組合 出張所 預金 農協・漁協 本所・支所 口座番号 ①うち、銀行の 貯金記号番号 ※税務署処理欄
------------	--

別表1 各事業年度の所得に係る申告書1内国法人の分……令三・四・一以後終了事業年度等分

法人事業税申告書

受付印を確認

受付印 (Sei-in In) stamp area with date and company name fields.

所在地 (Location) fields including address and phone number.

県内所在地及び業種を確認 (Confirm location and industry) fields.

申告期間 (Reporting period) fields for fiscal year.

Main tax calculation table (事業税) with columns for summary, tax standards, rates, and amounts.

特別法人事業税又は地方法人特別税 (Special Corporate Business Tax or Local Corporate Special Tax) section.

所得金額の計算の内訳 (Breakdown of income calculation) section.

Final summary and declaration fields including payment methods and dates.

第六号様式 (提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第三条・第五条・第十条の二関係) (別紙十四) (署名) (関与税理士) (電話)

⑤ 従業員名簿(別記第3号様式)

記載例

別記第3号様式 従業員名簿 (令和3年7月1日現在) ※県内の対象店舗等の従業員の合計が6人以上の場合のみ提出

下記の名簿に従業員氏名、勤務店舗等名、雇用年月日を記入してください。

	従業員氏名	勤務店舗等名	雇用年月日		従業員氏名	勤務店舗等名	雇用年月日
1	○○○○○○	定食屋○○○和歌山店	平成○年○月○日	27			
2	××××××	定食屋○○○和歌山店	平成○年○月○日	28			
3	△△△△△△	服の○○○海南店	平成○年○月○日	29			
4	30			
5	31			
6							
7	※ 対象店舗等の人数が判別できる形であれば既存の従業員名簿等でも構いません。						
8							
9	35			
10	36			
11	37			
12	38			
13	39			
14	40			
15	41			
16	42			
17				43			
18				44			
19				45			
20				46			
21				47			
22				48			
23				49			
24				50			
25				51			
26	※51人を超える分の従業員名の記載は不要です。						

⑥ 業種別売上表(別記第4号様式)

記載例

別記第4号様式 業種別売上表

※営む業種ごとの売上を下記の表に記入してください。

対象業種かつ県内店舗等のみの売上高を記入してください。

月ごとの合計金額が別紙の売上情報と相違ないように注意してください。

○2019年又は2020年の売上高

(2019年・2020年) いずれかに○してください。

(税抜)

業種	4月	5月	6月
飲食店	214,000 円	180,000 円	200,000 円
織物・衣服・身の回り品小売業	139,000 円	96,000 円	99,000 円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
合計	353,000 円	276,000 円	299,000 円

○2021年の売上高

(税抜)

業種	4月	5月	6月
飲食店	120,000 円	150,000 円	170,000 円
織物・衣服・身の回り品小売業	101,000 円	90,000 円	118,000 円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
合計	221,000 円	240,000 円	288,000 円

※本様式に記載する売上高金額の根拠となる売上台帳等は、給付金を受けた後5年間保管し、知事から提出の求めがあった場合にはこれに応じてください。

⑧ 役員名簿(別記第6号様式)

記載例

別記第6号様式 役員名簿(※法人の場合のみ)

役員名簿

法人名称: 株式会社和歌山物産

役職名	フリガナ	住 所	生年月日
	氏 名		
代表取締役	キシユウ タロウ 紀州 太郎	和歌山市〇〇 ××一××	昭和〇〇年〇月〇日
取締役	キシユウ ハナコ 紀州 花子	和歌山市〇〇 ××一××	昭和〇年×月×日
取締役	キシユウ ジロウ 紀州 次郎	和歌山市〇〇 ××一××	昭和△△年△月△日

※法人の登記事項証明書に記載されている役員全員(現在就いている方)について記載してください。
 ※収集した個人情報については、飲食・宿泊・サービス業等支援金に係る事務についてのみ使用し、その他の目的のためには使用しません。ただし、必要と認める場合は、本役員名簿について、警察当局へ照会することがあります。

Ⅵ 対象要件の特例

創業者特例

(1) 対象要件

令和2年4月2日から令和3年6月1日までの間に対象業種を開業した事業者等であって、売上高に係る要件以外の本支援金の要件を満たす事業者は、次の①及び②の要件を満たすことをもって、本支援金の対象とします。

- ①令和3年4月、5月又は6月のいずれか1か月の対象店舗等の売上高合計が、開業日の属する月の次の月(開業日がいずれかの月の1日である場合には開業日の属する月。以下同じ。)から令和3年3月までの売上高の1か月平均に比して30パーセント以上減少している者であること。

又は

令和3年4月、5月又は6月のいずれか1か月の対象店舗等の売上高合計が、事業計画等(金融機関から融資を受けるにあたって作成したもの又は支援機関とともに作成したものに限り。以下同じ。)で想定していた同店舗等の同月の売上高予定に比して30パーセント以上減少している者であること。

- ②開業日の属する月の次の月から令和3年3月までの売上高の1か月平均を3倍した額が15万円以上であること。

又は

事業計画等で想定していた対象店舗等の令和3年4月から6月までの売上高の1か月平均を3倍した額が15万円以上であること。

(2) 申請方法

申請の際には、申請書の別紙の「創業等の特例の適用」の欄に「○」を記入し、上述の①及び②の額を下図のとおり記入し、上述の要件が確認できる書類を添付してください。

2019年		2020年		創業等の特例の適用	
				○	

	2019年又は2020年 (A)	2021年 (B)	増減額 (B-A)	増減率※① (B-A)/A
4月売上高	353千円	221千円	-132千円	-37.3%
5月売上高	276千円	240千円	-36千円	-13.0%
6月売上高	299千円	288千円	-11千円	-3.6%
合計※②	928千円			

※①いずれかの月の売上高が、30%以上減少していることが給付の対象となる条件です。(増減率)
 ※②(A)の売上高合計が15万円未満の場合は、給付対象外です。(合計)
 ※対象業種かつ県内店舗等のみの売上高を記入してください。

2019年又は2020年の4～6月の売上高を記入する欄ですが、①及び②の該当する要件に合わせ、適宜ご記入ください。

※ なお、県外事業者が令和2年4月2日から令和3年6月1日までの間に県内に出店した場合は、当該店舗の範囲での創業とみなし、23ページの「新たな店舗等を設けた方の特例」ではなく、本特例(創業者特例)による取扱いとします。

新たな店舗等を設けた方の特例

(1) 対象要件

令和2年4月2日から令和3年6月1日までの間に新たな店舗等を設けた事業者であって、売上高に係る要件以外の本支援金の要件を満たす事業者は、次の①及び②の要件を満たすことをもって、本支援金の対象とします。

①令和3年4月、5月又は6月のいずれか1か月の対象店舗等の売上高合計が、令和2年4月1日以前に存した対象店舗等の令和元年又は令和2年の同月の売上高に、新たな店舗等において営業を開始した日(以下「増設日」という。)の属する月の次の月(増設日がいずれかの月の1日である場合には増設日の属する月。以下同じ。)から令和3年3月までの当該新たな店舗等における売上高の1か月平均を加えた額に比して30パーセント以上減少している者であること。

又は

令和3年4月、5月又は6月のいずれか1か月の対象店舗等の売上高合計が、令和2年4月1日以前に存した対象店舗等の令和元年又は令和2年の同月の売上高に、新たな店舗等を設ける事業計画等(金融機関から融資を受けるにあたって作成したもの又は支援機関とともに作成したものに限り)で想定していた新たな店舗等にかかる同月の売上高予定を加えた額に比して30パーセント以上減少している者であること。

例:令和2年4月1日時点で2店舗(A、B)を営む飲食事業者が、令和2年8月10日に県内に1店舗(C)増やし、対象店舗等が合計3店舗となった場合

「令和3年4月、5月又は6月のいずれか1か月の店舗A、B、Cの合計売上高」

と

「令和元年または令和2年同月の店舗A、Bの合計売上高」

+

「開店した次の月から令和3年3月までの店舗Cの1か月平均売上高」

(例えば8月10日開店の場合、9月～3月の合計を7で割った額)

を比較することができます。

②令和2年4月1日以前に存した対象店舗等の令和元年又は令和2年の4月、5月及び6月の売上高の1か月平均に、増設日の属する月の次の月から令和3年3月までの当該新たな店舗等における売上高の1か月の平均を加え、3倍にした額が15万円以上であること。

又は

令和2年4月1日以前に存した対象店舗等の令和元年又は令和2年の4月、5月及び6月の売上高の1か月平均に、新たな店舗等を設ける事業計画等（金融機関から融資を受けるにあたって作成したもの又は支援機関とともに作成したものに限る。）で想定していた新たな店舗にかかる令和3年4月から6月の売上高予定の1か月平均を加え、3倍した額が15万円以上であること。

(2) 申請方法

申請の際には、申請書の別紙の「創業等の特例の適用」の欄に「○」を記入し、上述の①及び②の額を創業者特例ページに記載する図のとおり記入し、上述の要件が確認できる書類を添付してください。